

## 函館市火入許可事務取扱要領

### 1 目的

山火事予防の徹底を期することを目的として、火入許可は函館市火入許可規則のほか、この事務取扱要領によって行うものとする。

### 2 火入許可を要する土地の範囲

火入許可を要する土地の範囲は森林および森林の周囲1キロメートルの範囲とする。

### 3 火入許可申請

許可申請書を提出するときは、火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）およびその周囲の現況ならびに防火の設備の位置を示す見取図その他火入れが適正に実施されることを確認するために必要な書類として市長が定める書類を添付したうえで、提出しなければならない。

### 4 火入許可申請書の提出場所

火入許可申請書は、農林水産部農林整備課に提出するものとする。ただし、旧4町村地区においては各支所産業建設課へ提出するものとする。

### 5 火入許可証の交付

農林水産部農林整備課または各支所産業建設課は申請書を受理した場合、記載事項が適正どうか十分調査し、火入許可証を交付するものとする。なお、許可証を交付する場合、速やかに次の関係機関に連絡しなければならない。

- (1) 檜山森林管理署（国有林の周囲1キロメートル以内の場合）
- (2) 渡島総合振興局東部森林室（道有林の周囲1キロメートル以内の場合）
- (3) 函館中央警察署または函館西警察署
- (4) 函館市消防本部（東消防署、北消防署）
- (5) はこだて広域森林組合

### 6 火入許可に対する施設または設備の要領

火入許可証の交付を受けた者は次の事項を守らなければならない。

- (1) 火入地の周囲は、幅 5 m 以上の防火帯を設け、枯草、落葉、枯損木その他の可燃物を除去しなければならない。
- (2) 火入地の面積は、3 ヘクタールをこえることができない。
- (3) 火入れをするときは、あらかじめ市長に通報し、その指示に従わなければならない。
- (4) 火入許可を受けた者が火入れをしようとする場合には、その面積に応じ次の火入従事者を配置しなければならない。

ア	0.5ヘクタール未満のとき	10人以上
イ	0.5ヘクタール以上のとき	15人以上
ウ	1.0ヘクタール以上のとき	20人以上
エ	2.0ヘクタール以上のとき	30人以上
- (5) 風勢のおだやかでないとき、または警報発令時には火入れをしてはならない。
- (6) 平地においては風下から風上に、傾斜地においては高地から低地に向けて順次火入れしなければならない。
- (7) 火入れ終了後は消火の確認を特に厳重にし、失火等の原因にならないように注意しなければならない。
- (8) 火入れをするときは、火入許可証を携帯しなければならない。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 函館市火入許可事務取扱要綱は廃止する。

#### 附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。